

厚生労働省発開 0226 第 1 号  
令和 6 年 2 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・  
認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費）  
交付要綱の一部改正について

標記の補助金の交付については、「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費）交付要綱」（令和 5 年 4 月 24 日付け厚生労働省発開 0424 第 3 号）に基づき実施してきたところですが、今般、令和 6 年能登半島地震により著しい被害を受けた職業能力開発校等の施設の円滑な運営を確保するため、雇用保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 40 号）及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 29 号）が令和 6 年 2 月 26 日付けで公布・施行されたことから、この要綱の一部を改正し、本日より適用することとしたので、これを通知します。